

苦情相談

調停

裁定

公害問題の解決に

詳しくは中面をご覧ください

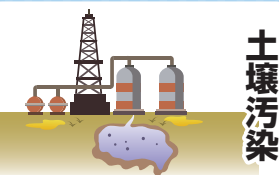
たとえば…



大気汚染



水質汚濁



土壌汚染



騒音



振動



地盤沈下



悪臭



身近にあります 公害問題解決の窓口

〈都道府県・市区町村公害担当課/都道府県公害審査会等〉



公害相談窓口は
こちらから
検索できます

公害苦情調査
結果

相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び
処理状況について、公害苦情調査結果報告
書として取りまとめています。

詳しくはホームページをご覧ください →



公害紛争処理制度に関するお問合せはこちら

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

公害等調整委員会

検索

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>



(令和7年7月)

工場の騒音や
焼却による
大気汚染などで



困ったときは 公害紛争 処理制度で

解決



総務省公害等調整委員会事務局

公害苦情相談

市区町村・都道府県

- 市区町村や都道府県の身近な公害苦情相談窓口で相談できます。



苦情相談



現場の確認



相手側への連絡



解決



争いになった場合

調停

都道府県公害審査会等

- 調停とは、合理的な解決を目指して双方の合意を調整する手続きです。

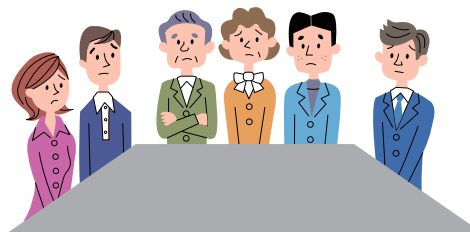


※重大事件等は公害等調整委員会の管轄です。

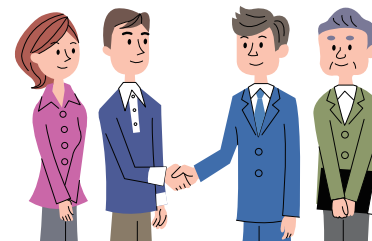
調停の申請



調停期日(非公開)



合意の成立



裁定

公害等調整委員会

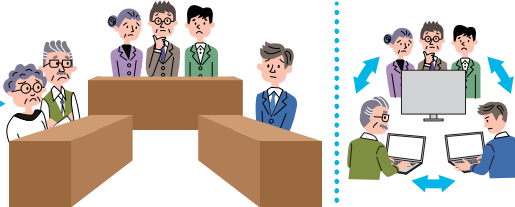
- 裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が法的判断を行うことにより、紛争の解決を図る手続きです。



裁定の申請

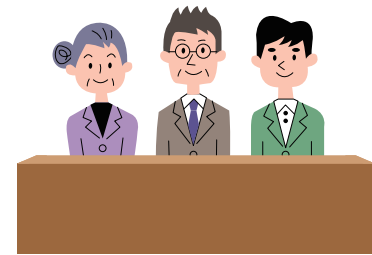


審問期日(公開)



裁定委員会の判断により、期日はウェブ会議や現地で行う場合もあります。

裁定



裁定には次の2種類があります

①責任裁定

損害賠償問題に関する紛争について、裁定委員会が損害賠償責任の有無及び賠償額を判断する手続き

②原因裁定

加害行為と被害発生との間の因果関係について、裁定委員会が判断する手続き

調停・裁定では、専門家が調停委員会・裁定委員会の委員となります。調停・裁定の申請手数料は、裁判所に比べて安く設定されています。